慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アンリ・ アッツフェル著 貧困から社会保障へ : フランスにおける社会保障の起源に関する試論 1850年-1940年
Sub Title	Henri Hatzfeld: Du paupérisme à la sécurité sociale : essai sur les ongines de la sécurité sociale en France, 1850-1940
Author	中上, 光夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1976
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.69, No.7 (1976. 10) ,p.603(103)- 608(108)
JaLC DOI	10.14991/001.19761001-0103
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19761001-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

であるといってもよく，それ故にこそ，この書が書かれてさえいるのである。その意味では，“警告”という戦略が重視されるべきかもしれない。国家が存在し，政府が思考し，政策を実施するとき，そのプロセスが民主的社会的意思決定たるためには，時期を得た立憲革命に匹敵する機能が制度的に内在されることが必要条件であろう。

かれは，現実の政治的状況が，多くの場合に，ゼロ-和あるいは負-和的状況にあり，非民主的なモデルによる非論理的行動モデルの方が現実をよりうまく説明できるかもしれないという点に気付いている。しかし，なおも，かれは経済学者として，経済学の用具を用いて現実の社会的，政治的不安を説明する。さらに，こうした分析にもとづいて，双方良化（パレート改善的）の可能性を示すことが，経済学者の唯一，最大の役割であると主張する。

個人の選好が常に変化する社会で，全員合意の原理を基本方針とし，現状肯定から現状改革への大胆な示唆を目指す姿勢は，真にラディカルであり，立憲革命はその一つの現われである。

〔付〕 この書評に際し，千種教授，加藤教授，野地教授から有益なるコメントを頂いたほか，著者ブキャナン自身からも，評者の一人が76年度のPublic Choice学会に参加した際有益なコメントを頂いている。なお本書は『社会秩序の経済学』として加藤ほか訳で秀潤社より近刊される。

関谷　登（東北学院大学助手）
黒川和美（法政大学助手）

アンリ・アッツフェル著

『貧困から社会保障へ
——フランスにおける社会保障の起源に関する試論　1850年—1940年——』

I

19世紀末から20世紀初頭にかけてのフランスは，農民と都市小生産者が大半を占める，産業の発達の相対的に緩慢な社会として想起される。しかし，伝統性の強かったこの社会で，産業社会への変化が始まるのもこの時期であると言われる。こうした一見矛盾する二つの視点が，共に可能であるような位置にフランス社会は置かれていたと言えるのである。小企業は減少しないが，大企業も徐々に発達を遂げ，ほぼ半数を占める農村人口は停滞的であっても，農村の近代化は着実に進んでいた。* そして，多くの小所有者たちが，富裕ではないにしても小額貯金をもつことができるほどには安定的な社会であったと言えよう。フランスの政治的多様性は周知のことであるが，その多様性がどれほど実質性を有していたのかという問題はあるにしても，それがこうした錯綜した状況の所産であることは間違いあるまい。

さて，本書はこの時期を中心にして，制度として実現されるフランス社会政策の形成の歴史を論述したものである。フランスの状況からすれば，その社会政策は種々に理解されうるであろうし，また逆に或る「理論」が説得性を主張するのはそれだけ困難が伴うことにもなる。あらかじめ，著者のフランス社会政策史に関する試論を提示しておこう。著者は，社会立法が成立した時期を，産業社会化が進展し，小所有者が衰退を開始する時期と把握し，社会立法制定を大企業が主導する産業社会化の一環として把える。その検討はあとで行なうとして，本書の構成は，そうした著者の意図のもとにおかれているわけであろうが，われわれに少しく奇異な感じを与えないでもない。著者は，この研究を「社会学的分析」であると断っているわけであるが，本書では，理路整然とした論理展開によって理論を提示しようとする方法はとられない。種々の事実の詳細な検討を行ない，また時に「黙説法」(la réticence)

---

*例えば，A. Viallate., L'Activité Économique en France, Paris, 1937. pp. 217～232.

によって，単純な断定を避け，含みをもたせつつ著者の理論を浮き彫りにしようとしているようである。

この研究も，近代および現代史を対象とする研究が次第に注目されつつあるフランスの研究動向の現れだと思われるが，我が国においても，未だ充分な共通認識の得られていないフランス社会政策史に関して，第一次資料を駆使した実証研究の価値は強調されてよいであろう。

以下，内容紹介をおこなう。

II

第一章「貧困と貧困化と不安」

この章では，資本主義の生成に伴う貧困の発生，そして貧困が社会的に認識され，「社会保障」が導入されたという点が示される。第2節で，農奴身分の消滅の後，19世紀初頭からフランスでも貧困問題が発生したことを示し，第3節では，賃金＝生活費説と貧困化説を中心にしてマルクスがとりあげられる。第4節では，この一世紀間に，生活保障が「理論的権利」として認められたにとどまらず，制度化されたことの重要性が指摘される。社会保障は今日の資本主義に不可欠な制度であり，資本主義の変化の可能性を示すものだと考えられるのである。

第二章「自由主義者の反対と強制の問題」

本章では，社会立法の進展に対して，「強制（l'obligation）」反対という形で展開されたリベラルの抵抗がとりあげられる。

第一節では，フランスでは強制原則の社会立法の制定が近隣諸国より「遅れ」たという観点で，労働災害補償法がとりあげられる。その提案は1880年に始まった。従来，民法が過失責任を認めるだけであったが，機械労働の増加や労働集中化に伴い，雇主の中に任意保険によって労災補償を行なうものも出てきていた。雇主の無過失責任を認める労災法は，補償額において妥協的な形態で，1893年に下院で可決されるが，リベラルの牙城であった上院は，個人的問題に国家が介入するのは自然法則を歪めるものであり，無過失責任を認めることは，労働権の途方もない拡張であるとして反対した。結局，労働災害補償法が成立したのは1898年であった。

第2節では，1920年代から30年代にかけてのリベラルの失業保険計画に対する反対がとりあげられる。フランスで失業保険が成立したのは1958年である。このように遅れたのは，産業構造の古さが，失業をそれほど深刻に顕在化させなかったと同時に，リベラルの抵抗が強かったからであった。著者はリベラルの経済学者ジャック・リュフ（Jacques Rueff）の反対論を解説する。

第3節では，社会立法における強制原則の達成として，労働者農民老齢年金法（la loi sur les Retraites ouvrières et paysannes, 以下R. O. P. と略称）がとりあげられる。任意の制度としては，既に1850年に老齢者退職年金全国金庫（la Caisse nationale des Retraites pour la Vieillesse）が創設されていた。ところが世紀末になると「強制」の問題がおこってくる。ワルデック＝ルソー内閣は，1901年に強制的な労働者老齢年金法案を提案する。大多数の団体が法案に反対であったが，4年後に下院を通過した。だが，強制原則と国庫負担増大に反対する上院の抵抗にあって成立は難航し，1910年にようやく妥協が成立する。1910年法により強制原則は一応承認されたのであったが，破毀院は労働者が拒否した場合は，雇主は掛金の天引をできないと判決したため，この原則は骨抜きにされ，加入率も低調にとどまった。第一次大戦後に，強制反対は問題となりえなくなる。

第4節では，公的扶助がとりあげられる。従来，フランスでの貧窮病人や孤児などに対する公的扶助は，市町村の事業として行なわれ，また老人は私的あるいは宗教的慈善事業や共済組合，大企業の雇主保険制度などによっても保護されていた。公的扶助は，19世紀中葉には，国の行なう美徳であって被救済権は認められないと考えられていたが，末期に近づくにつれて，公共福祉の観点から，こうした考えに変化が生じてきた。20世紀初頭の政教分離運動の際には，国が教会の慈善事業にとって代ることによって，教会の力を弱めねばならないとも主張された。世紀末の社会連帯が叫ばれる状況を背景に，R. O. P. の審議過程から無拠出の救済法の必要性が認識されてくる。1903年に老齢者扶助法案が提出され，R. O. P. の場合と同様の紆余曲折の後，一般的な被救済権は認めないという条件で，1905年に成立する。

第5節では，リベラルの立場からの強制的年金法の問題点が指摘される。19世紀中葉から，雇主保険制度（les institutions patronales de prévoyance）は発展をとげてきていたが，その大部分では従業員に強制的に拠出させていた。リベラルはこうした強制は認めたが，むしろ，病気や失業に対する備えとしてばかりでなく，小雇主に上昇する手段として，貯蓄を支持した。強制

的拠出は社会階級を固定化するものであり，老後は子供が扶養すべきだという主張や，年金法は被用者に対する特権付与であって，保険制度はドイツ軍国主義の制度だという批判も出された。著者は，必要以上に国に依存すべきでないとするリベラルの思想が，意義を保ち続けたことの重要性を主張する。

第6節では，雇主は必ずしも強制拠出に反対せず，むしろ自発的に拠出したのだと指摘される。雇主の行動には，労働は不時の生活をも保障するものでなければならないと説く社会カトリシズムの影響が見逃しえない。状況の推移に伴い，リベラルは労働者保護を雇主の道徳的義務としては承認するが，小雇主には強制しえないという立場に立つようになる。

第三章「雇主の態度」

この章では，大企業雇主が労働者保護制度を積極的に推進したことが明らかにされる。

第1，2，3節は，年金保険制度の最初のプランは，雇主が労働者対策として作成したという観点から，それぞれ，製鉄業，鉱山業，鉄道業の場合の雇主保険制度の意図と経緯が説明される。製鉄業では，個人主義的で無規律だった労働者を企業に定着させるべく，退職年金が考えだされた。鉱山業では，雇主は廃疾労働者の救済を義務づけられており，19世紀を通じて救済金庫（la caisse de secours）が発達した。その初期の頃には，雇主は労働者の拠出する基金に時々補助金をだす程度であって，その後，労働者と同額の拠出をするようになる。金庫財政の悪化や退職年金の企業間格差，未実施などの問題解決を迫られ，1894年に鉱山労働者退職年金法(la loi sur les retraites des ouvriers mineurs) が制定され，鉱山の退職年金が強制とされる。鉄道業では，1850年の老齢者退職年金全国金庫を利用することによって，年金金庫制度が普及していった。ここでも雇主は労働者の定着や管理，訓練に都合が良いということで，年金制度を創設したのであった。

第4節では，私的な制度として成立した雇主保険制度が，如何に国家の制度となっていったかが扱われ，労働者が裁判を通じて年金受領を権利として認めさせようと試みたことから，また，基金保護と制度の拡大のために，国家の介入が求められたとする。

第5節は，社会保険法の成立経過の分析である。R. O. P. は給付額などの点で不評であり，第一次大戦後の状況は改正を必要とした。また衛生思想の普及によって，新たに疾病保険も要求されていた。かくして，1921年に社会保険法案が提出され，1924年に下院通過後，上院委員会の修正案が1928年に可決された。だが，1928年法は各方面から不満をもたれた。翌年に政府は二度の修正案を発表し，被用者側に一般金庫管理において譲歩すると共に，農民への国家補助金を引上げ，雇主に対しても初年度の拠出率引下げと減税を認めるという妥協を行ない，1930年に社会保険法修正法を成立させた。

第6節では，漸進的改良を受け入れた雇主が金庫管理においても譲歩していくことが示される。1922年に，雇主保険制度を地域金庫(la caisse régionale) で代替しようという法案が提案され，管理権喪失を恐れた雇主が反対したが，24年に各種組合や雇主制度など保険団体の連合体として地域連合（l'union régionale) の制度が作られる。雇主は，国がこれらの金庫管理に干渉するのを好まなかった。

第7節では，家族手当の生成が説明される。その起源は19世紀末の，社会カトリシズムと人口増加促進全国同盟の家族手当普及運動にあり，労働者や社会主義者は，むしろこれに反対であった。1899年に公共機関に家族手当の支給が義務づけられ，1923年には基準以下の家族に手当が支払われることになると共に，また一方で，平衡金庫も形成され，1932年にはそれへの強制加入が立法化された。但し，小企業はこうした負担に，一貫して抵抗した。

第四章「労働者の態度」

ここでは，労働者の社会立法への対応が対象となる。

第1節では，非現実的な労働者思想の発達と労働者保護が問題とされ，第2節では，労働者共済組合の衰退が叙述される。1791年のアラルド布告はギルドを撤廃し，シャプリエ法は団結を禁止した。しかし，その後も労働者共済組合（les sociétés de secours mutuels ouvrières) は存在し続け，政府や雇主に対する抵抗組合（les sociétés de résistence) に転ずる傾向をもつようになる。政府は1810年に組合を認可制とすることにし，21年には共済組合基金の転用を禁止するなどして，こうした傾向を警戒したが，組合はサンディカリズムに接近するようになっていった。その結果，フランスでは労働組合の共済活動は発達しなかったのである。

第3節では，労働組合とは別に発展した共済組合がとりあげられる。こうした共済組合はその起源も名称もさまざまであるが，多くは二月革命後に生まれた。政府は1850年に規制法を制定して，共済組合基金に保

護を与えると共に，反政府的活動を抑えた。これら共済組合の中で重要であったのは，博愛思想に依拠しつつ，生活の節制と貯蓄の実行によって望ましい人格を作るという方針で設立された共済組合であった。この共済組合には，有産者が「名誉組合員」として加入し，基金財政を豊かにし，組合管理の改善に貢献したので，有産階級の中にも共済組合の支持者が現れた。リベラリズムは，こうした共済組合が出現してくると，社会対立の漸進的解決という観点から，その発展を歓迎するようになる。労働者以外の人々によって担われた共済組合は，その後，公的補助金を求める圧力団体に化していったのであった。著者によれば，労働者は共済組合の経験をほとんど持たず，無知であったがために，年金法に反対したのである。

第4節では，議会活動に積極的であった坑夫と鉄道員が説明される。19世紀中葉に，ロワール河流域の鉱山労働者は雇主による救済金庫の専制的管理に対して抵抗を始め，1869年のスト後に，一部で金庫の管理に参加を認められる。しかし，労働者代表の選出は，一般に雇主の圧力の下におかれていた。世紀末において，坑夫組合は問題解決のための議会対策の必要性を認識して，立法化を推進するが，1894年法は坑夫の希望とはかけ離れていたため，組合は，再度，修正法のための活動に入った。坑夫組合は1908年の CGT加盟後も，イギリス型労働組合主義に似た政策をとり続けた。鉄道員の組合も穏健で，議会活動を重視する伝統をもっていた。1890年に鉄道労働者全国組合が創立され，93年から鉄道員の強制退職年金法を要求し，1909年法を得るが，これも組合要求にほど遠いものであった。1910年には，失敗に終った初の鉄道ストを行うが，CGT加盟後も独自の方向を保った。

第5節では，1910年法に対する労働者の対応がとりあげられる。R. O. P. が成立した時，労働者は年金に未経験な上に，革命的サンディカリズムの影響下にあり，また，立法の内容も労働者の期待に応えるものではなかった。著者は，CGT をはじめとする諸組合が立法そのものに反対したのは，こうした事情によるのであって，労働者階級は年金法を期待するはずだとみている。社会主義者のR. O. P. に対する態度も分裂しており，ジョレスらの原則支持派は改善を要求したが，ゲードらは労働者拠出の立法に反対し，無拠出の制度を要求していた。CGT内においても，少数派は改正への努力をしていた。R. O. P. は労働者側からみて幾つかの問題点があったが，とくに年金カードは労働者を苦しめてきた労働者手帳に転ずる恐れがあったので，管理権問題として，最後まで争われることになった。労働者拠出についてもさまざまの立場があったが，労働者に拠出は不可能だとする主張に対しては，著者は，当時の多くの労働者が銀行に少額貯金をもっていたことを指摘している。こうして，改良主義者の努力でR. O. P. の改正が実現される，と著者は考えるのである。

第6節では，第一次大戦後の社会党・CGT 対共産党・CGTU の対立を軸にして，1930年社会保険法に対する労働者側の態度が述べられる。戦前の革命的サンディカリズムは，改良主義的サンディカリズムへと変貌をとげ，CGT は社会保険法推進の最も活発な団体に変っていた。CGT は，雇主拠出を「生産からの天引」（《prélèvement sur la production》）に代えて，金庫管理から雇主を排除することや，疾病保険などを要求していた。労働者拠出は公的扶助と社会保険を区別するものとして認められるようになっており，拠出の真の負担者は金庫の管理権を持たないものだと考えられるようにたなっていた。だが，CGTU は労働者拠出に反対し，管理権をも要求していた。1930年社会保険法は，関係者の熱意や疾病保険などの要求がとり入れられたこと，また，小企業の後退や産業化の影響もあって，予想を上回る加入者があった。著者は，これを産業社会が前もって準備されたのだとみる。

第五章「推進者と抑制者」

ここでは社会立法の推進者と反対者が解明される。

第1節で，大企業は推進者であり，中小企業は抑制者であったことが示される。大企業の場合，労使は，雇主制度の場で管理権問題をめぐって争ったのであり，労働者は要求が容れられない場合に立法化を望んだ。これに対して，中小企業の労使は拠出負担に反感をもつという点で一致し，自由主義を唱えて年金法に反対するのである。ところで，1920-30 年には大企業が社会保険法に反対したが，それは小企業との連帯を誇示し，その後の管理権交渉を有利にしようとしたからだと，著者は説明する。

第2節では，社会立法の制定において，政府や高級官僚が重要な役割を果したことを示す。彼らは独立社会主義者や急進派共和主義者や進歩派共和主義者であり，「連帯主義」(le solidarisme) という共通性をもっていたとして，レオン・ブルジワの『連帯論』(Solidarité) に拠って，自由主義と社会主義の折衷的性格をもち，公権力の介入を可能ならしめる，その概念が

検討されている。こうした思想は，左右の脅威に挟まれた共和主義者の状況の所産と見做される。

第3節では，立法の抑制者として農民と医師が論ぜられる。農民は労働災害法以来，強制の立法による負担賦課に反対していたが，その中心はフランス農業全国協会(la Société nationale d'Agriculture de France)で，貯蓄を奨励し任意の共済組合を支持していた。農民にとって貯蓄は土地取得の手段であり，退職は考えられなかったし，農業の雇用関係も複雑で，法適用上の困難もあった。結局，大部分の農民は農業共済組合(la mutualité agricole)に集めることができるということで，農民に対しては任意制とする1910年年金法が制定されたのであった。一方，疾病保険に関心がもたれた1920年から，社会保険法が医師の所得に関与するというので，医師団体からの反発を引き起す。以後，医師報酬の問題が医師団体と社会保険の間の中心課題となった。

第4節では，社会保険法が成立するまでの過程は，「大型制度の資本主義」に入る時期であり，小所有者の時代が終りを告げる過程であったということが叙述される。小生産者は，伝統的な自由な小所有制社会を防衛しなければならないという気持から，社会保険法に反対した。1900年から1930年にかけて，年金基金の運用をめぐって議論されたが，積立方式が採用され，国債償還や外国証券の購入に充てられたため，小所有者の安全な投資先が奪われることになった。従来，フランスでは，リベラルもカトリックも小所有制を支持してきたし，労働運動や左翼政党でさえ中産階級を「人民」とみなしていた。小所有制は社会対立の緩衝物，神聖不可侵の領域と考えられていたのであったが，産業化の障害と見做され，小所有者の安全より被用者の保護が優先されるようになったのである。累進所得税が制定され(1914年)，大戦中には賃貸料課税が決められ(la législation sur les loyers)，戦後にはインフレと29年恐慌によって追い撃ちをかけられ，20世紀初頭まで安定していた小所有制は，社会の中心からはずされ，徐々に衰退に向かう。著者は，社会保障の起源をこうした過程に位置づけるのである。

終　章

労働者は，資本主義初期の悲惨な状態の中から労働者組織や保護制度を通じて生活保障を求めていた。大企業労働者と小企業の労働者の差異はあるにせよ，この点は共通していた。また，大企業雇主は労働者に小企業主化を断念させ，企業に忠実で，道徳的で，訓練された労働者たらしめるために，労働者保護制度を発展させた。しかも小所有者は圧迫され，賃労働者は増大していた。著者は，こうしたプロセスから社会保障が成立してくるということを試論として提起するのである。

III

著者は，多様な事象をとりあげ，時にはそれが煩雑な，中途半端な，理解し難い感じを与えることもあるが，社会政策の歴史に「社会学的分析」を加えたのであった。上記の内容紹介では，通史的側面を重視せざるをえず，例えば，思想や制度の面でもしばしば詳細な検討がなされているのであるが，ここではそうした個所もほとんど触れることはできなかった。

さて，「雇主の主導性」については，多くの個所で指摘がなされているが，第3章では，企業共済組合に相当する「雇主保険制度」の成立に関する記述の中で，製鉄業や鉄道業以外でもこうした「雇主制度」が雇主のイニシアティヴによって多分に慈恵的・恩恵的性格をもったものとして設立されたことが明らかにされている。イギリスやドイツの共済組合が労働者間の共済組織から発達したと言われるのに対して，フランスの共済制度には，英独型の起源をもって成立しながら，労働者の共済組織という性格を薄めていった「共済組合」(les sociétés de secours mutuels)と，大企業がその労働者を対象に創設した「雇主制度」とがあったのである。日本の民間共済組合は，雇主の恩恵に基づいて設立された独特なものと言われるが，それがフランスの「雇主制度」と類似した起源を有していたという事実は，日本の民間共済組合の成立の背景という点からも興味深い問題を提起しているといえよう。

次に，著者が提起した理論について考えてみよう。それは定式化された形では述べられていないのであるが，産業社会の中心的担い手となる大企業雇主が社会保障制度の創始・主導者であって，その制度を「労働者の征服したもの」(une conquête ouvrière)と見做すことはできないとしている点は明らかである。一般に，ビスマルクの社会政策は，社会主義の脅威を前にして労働者を体制につなぎとめる政策として理解される。わが国の社会政策論は，社会政策を資本主義的必然性の発現として理解することで成立したのであるが，今や，それを労働運動の成果として理解する見解は，

単純に「労働者の征服物」論と一致するとは言えないが，やはり有力であると言ってよい。これらの見解は，資本主義対社会主義の関係を前提として社会政策を説明するものと言えるが，アッツフェルの場合，社会政策のもつ体制の保全策という面は，否定はされないにせよ，強調されない。労働者といえども，本来的に反資本主義的であるとは見做されないのである。著者は，社会立法に反対するのは小所有者を中心とする保守的リベラルであり，社会立法の積極的牽引者となったのは大企業的国家的な資本主義であったと把握するのである。社会保障は，産業社会への資本主義の段階的変化を示す特徴の一つに数えられ，資本主義の体制内の旧勢力と新勢力の対抗から説明されるのである。

だが，一般にフランスでは，経済構造分析との関係において，社会分析を行なうという方法は存在しないと言われるが，本書でも，小所有制が中心の社会についても，社会保障が必要とされる産業社会の場合も，その経済構造を考慮しつつ分析されているわけではない。著者の指摘は，労働者の生活保障要求を前提として，雇主の良質労働力の必要とか，雇主の宗教心・博愛心から社会保障が導入され，産業社会化に伴って発展したというものである。ここでは，リベラルを社会立法に対する反対者と呼ぶわけであるが，どのような階層がリベラルの基盤であったかは曖昧である。リベラルは，政治的に保守派として現れるが，フランスの政治の流動性を考慮するならば，王党派も穏和共和主義者もリベラルと総称するのは，政治的側面の一つの把握方法としては，妥当なことであると考えられる。だが，リベラルを小所有者の代弁者と考える場合，小所有者が圧倒的に多かったフランスで，社会立法を積極的に推進したリベラルでない諸党派が，どのような階層に支持されていたと説明するのであろうか。

また，著者は，社会立法成立の国際関係的側面にもほとんど触れていないが，「産業社会」化という点では発展段階を異にする欧米各国で，19世紀末から相次いで社会立法が成立したのは，この側面を考慮せずには説明しえないであろう。

とはいえ，具体的な事実については，教えられるばかりであった。著者の指摘は実に詳細であり，多くの興味深い史実が示された。研究の間隙ともなっているフランス社会政策史を理解するための貴重な研究であることは疑いえない。

〔Henri Hatzfeld, Du Paupérisme à la Sécurité Sociale — essai sur les origines de la sécurité sociale en France, 1850-1940—, Paris, Librairie Armand Colin, 1871, 344 pp.〕

中上光夫（大学院経済学研究科博士課程）